

議案第9号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年佐倉市条例第9号）第3条の規定により議会の議決を求める。

1 取得する財産

コンサートグランドピアノ 1台

2 取得の方法

一般競争入札による買入れ

3 取得に要する金額

2,322万円

4 取得に係る相手方

東京都千代田区有楽町一丁目5番1号

株式会社松尾楽器商会 代表取締役 松尾治樹

平成30年6月4日提出

佐倉市長 巖 和 雄